



カタログポケットQRコード



公式ツイッターQRコード

<ワクチン接種予約>コロナワクチンコールセンター ☎ 0570 - 080188 (祝日を除く月曜～金曜日 午前9時～午後5時)

八街市がんばる中小企業等支援金

市では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者などに対して、事業の継続を目的に支援金を支給します。

支援金額

1事業者につき10万円
※申請は1事業者につき1回限りとなります。

対象者・要件

次の要件をすべて満たす中小企業者など
(個人事業主を含む)

- ①市内に事業所を有する中小企業者などであり、令和3年10月31日(日)までに創業しており、かつ継続して事業を行っていること。
※事業所が市外にある場合でも八街市に住所を有する個人事業主であれば対象となります。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～12月のうち任意のひと月の売上が令和元年、または令和2年の同月と比較して20%以上減少していること。

③申請時点で事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有していること。

※国や県、本市から新型コロナウイルス関連の支援金を過去に受給されている場合でも、本支援金の要件を満たしていれば支給します。

申請受付期間

11月1日(月)～令和4年2月15日(火)

※申請書類など詳しくは、10月下旬に市ホームページなどでお知らせします。

商工観光課

☎ 443-1405



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父である方が、就業に結びつきやすい資格を取得するため修業期間1年以上の養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために訓練促進給付金を、また、修業修了時に修了支援給付金を支給します。

令和3年度に限り、修業期間が6カ月以上の対象資格に支給対象を拡充しています。

給付金を申請する前に、必ず子育て支援課へ事前相談してください。

対象者

- 市内に居住するひとり親で次の要件をすべて満たす方
- 本人の所得が児童扶養手当の支給水準の方
- 養成機関で1年以上(令和3年度は6カ月以上)の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 就業または育児と修業の両立が困難な方
- 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方

対象資格

- 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師ほか

※令和3年4月1日～令和4年3月31日に修業を開始する場合に、6カ月以上の教育課程の修業が予定される資格も対象となります。

支給期間・支給額

①高等職業訓練促進給付金
修業期間中(上限48カ月)

・住民税非課税世帯
月額 10万円

・住民税課税世帯
月額 7万5000円

※修業期間の最終月は、月額4万円の加算支給あり。

②高等職業訓練修了支援給付金
高等職業訓練給付金対象講座受講修了後

・住民税非課税世帯
5万円

・住民税課税世帯
2万5000円

※対象講座など詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

子育て支援課
☎ 443-1693



子育て支援センター 親子で遊びに行こう

市では、「実住保育園」「私立八街かいたく保育園」「生活クラブ風の村保育園八街」「明德やちまたこども園」の4園に子育て支援センターを設置し、保育士が子育てへの不安や悩みなどの相談に応じる制作や、親子で楽しめるイベントなど毎月行っています。毎月のイベントなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。



※新型コロナウイルス感染症防止対策として、予約制の支援センターもありますので、利用する際は、各支援センターにお問い合わせのうえ、お越しください。

子育て支援センターの
お問い合わせ先

・ここにこルーム
(実住保育園内)
☎ 443-8900

・絵本とお庭
(八街かいたく保育園内)
☎ 442-4545

・かぜのむら
(風の村保育園八街内)
☎ 440-2008

・ほつとステーションたんぽぽ
(明德やちまたこども園内)
☎ 488-4919

